

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	家庭相談事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	遠嶋	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	子育て支援課事務費（030201-010201）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	40年度	根拠	荒川区組織規則第17条	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	区民の家庭生活における人間関係、離婚問題、その他の問題について、家庭相談員が相談に応じ、必要な助言・情報提供を行う。				
対象者等	区民				
内容	相談員による、家庭生活における人間関係、離婚問題、夫婦関係、親子関係、その他の問題についての面接相談、電話相談				
経過	<p>昭和40年4月 福祉事務所区移管に伴い家庭相談員も移管。 この事業は、都市における核家族の進展・女性の社会進出により、複雑な家庭問題が発生し、社会に適応できず転落していく女性に対する福祉として東京都が独自に開始した。</p> <p>平成2年7月 非常勤専任相談員を廃止し、一般面接相談員の兼務とした。</p> <p>平成13年度 東京家庭相談員連絡協議会に参加。（年6回）</p> <p>平成18年度 保護課から計画課（平成22年度から子育て支援課に名称変更）に移管。</p> <p>平成23年度 予算を子育て支援課事務費に移管。予算事業名廃止。</p> <p>平成24年度 家庭相談員に元調停委員による専門相談員を配置し、専門相談として強化した。 相談日：毎週2回 午後1時から午後5時（予約制）</p>				
必要性	家庭生活における人間関係に係る相談を主として受ける本事業は、多様化している家族形態の中で、他機関で扱わない相談機関として継続していくことが必要である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>報償費による専門相談員1名 ・火・木の午後の予約による相談受付（面接・電話） ・区報（毎月1回）、チラシ等によるPR</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	6	4	4	4	4	2,001	1,336	
①決算額（25年度は見込み）	4	4	4	4	4	1,284	1,336	
②人件費	1,281	2,118	2,036	1,308	847	413		
③減価償却費				726	311	161		
【事務分担量】（%）	15	25	25	25	10	5		
合計（①+②）	1,285	2,122	2,040	2,038	1,162	1,858	1,336	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	1,285	2,122	2,040	2,038	1,162	1,858	1,336	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	離婚相談	0	6	9	2	1	48	50
	夫婦、親子関係相談(DV含む)	4	6	3	3	2	57	60
	その他相談	16	35	25	24	26	17	20
	宿泊所等入所件数(再掲)	3	6	4	4	7	3	5

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費			家庭相談員報償費	1,280	家庭相談員報償費	1,332
	負担金及び交付金	東京家庭相談員連絡協議会分担金	4	東京家庭相談員連絡協議会分担金	4	東京家庭相談員連絡協議会分担金	4

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	家庭相談件数	29	29	122	130	—	平成24年度より専門相談
②	上記のうち、専門相談員相談件数(再掲)	—	—	102	110		
③							

（問題点・課題分析）

- ・家庭相談はプライバシーに関わるものなので、個室による面接を求められるが、常に面接室を確保することが困難であるため、現在は、週1回を面接相談、もう1回を電話相談としている。面接を希望する相談者が多いため、面接場所の確保が急がれている。
- ・相談員は毎年度依頼する必要があるため、知識が豊富で相談技能に優れた専門相談員を確保することが求められる。

他区の実況
（実施 18 区 未実施 4 区）
家庭相談員設置区 18区。(うち東京家庭相談員連絡協議会 会員区16区)
未実施区(文京・中野・北・葛飾)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	26年度以降の面接室の確保を検討する。	面接室の確保を検討する。
②	1年ごとに依頼する必要があるため、知識が豊富で相談技能に優れた専門相談員を確保する。	知識が豊富で相談技能に優れた専門相談員を確保する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	平成24年度から専門相談員による専門相談業務として実施し、相談件数が著しく増加した。区民のニーズが高い。

議会議決要旨
状況

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	母子自立支援プログラム策定事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	高瀬	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	児童扶養手当等支給事業費（030203-010201）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	18年度	根拠法令等	母子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成19年4月17日付け雇児発第0417003号）、荒川区母子自立支援プログラム策定員設置要綱、母子自立支援プログラム策定事業事務取扱要領	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市〔Ⅱ〕			
	政策	子育てしやすいまちの形成〔03〕			
	施策	ひとり親家庭等への支援〔03-03〕			
目的	就労の専門相談員により、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の状況に応じて自立支援プログラムを策定して支援し、もって、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	区内在住のひとり親家庭の父母で、児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること。				
内容	母子自立支援プログラム策定員が、ひとり親家庭の父母の自立・就労支援のために、個々の状況に応じた就労計画を策定し、足立公共職業安定所と連携したり、自立支援給付金などの事業を活用したりしながら継続的に自立・就業支援を実施する。 （補助金）※国と都でプログラム策定の基準が異なる。 国庫補助金 プログラム策定1件につき 2万円 都補助金 プログラム策定1件につき（1万円の2分の1）5,000円				
経過	平成17年3月	厚生労働省から「母子自立支援プログラム策定員の設置について」通知及び「母子自立支援プログラム策定員の設置要綱」による技術的助言			
	平成18年4月	母子自立支援プログラム策定員を子育て支援部計画課へ配置。国庫補助金は経費の全額補助			
	平成19年4月	厚生労働省から「母子自立支援プログラム策定員の設置について」を19年3月31日で廃止し、「母子自立支援プログラム策定事業実施要綱」についての技術的助言			
	平成19年度	国庫補助金がプログラム策定件数（面接2回以上を要件）につき2万円となる（平成18年度から事業を行っている自治体のみ平成19年度は前年度補助金の9割補助）			
	平成20年度	都補助金の新設：面接1回及び電話2回以上の場合、1件につき、1万円×2分の1（5千円）			
	平成22年度	児童扶養手当の対象者が父子家庭の父を支給対象とするよう拡大されたことに伴い、就業支援対象者も母子家庭の母からひとり親家庭の父母へと拡大された。			
	平成23年4月	「生活保護受給者等就労支援事業が『福祉から就労』支援事業」に移行したことに伴い、厚生労働省通知『母子自立支援プログラム策定事業等の実施について』の一部改正があった。			
必要性	ひとり親家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） ・ 火・水・木の午後の予約による相談受付 一回50分程度 ・ 区報等によるPR 1 児童扶養手当受給者の現況届時にチラシ配布 2 区報掲載（8月に掲載予定） 3 ポスター掲示				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,307	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164	
①決算額（25年度は見込み）	1,038	1,037	1,121	1,096	1,096	1,097	1,164	
②人件費					0	0		
③減価償却費					0	0		
【事務分担当】 (%)					0	0		
合計（①+②+③）	1,038	1,037	1,121	1,096	1,096	1,097	1,164	
国（特定財源）	936	600	600	900	320	400	300	
都（特定財源）		130	200	125	125	75	75	
その他（特定財源）								
一般財源	102	307	321	71	651	622	789	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	国庫補助金対象プログラム策定件数	33	21	41	22	14	14	15
	都補助金対象プログラム策定件数		5	44	14	14	14	15
	相談件数（延べ）	103	71	86	65	67	70	70

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
報酬	策定員報酬	1,036	策定員報酬	1,036	策定員報酬	1,036	
	付加報酬	60	付加報酬	60	付加報酬	120	
	旅費	0	特別旅費	1	特別旅費	8	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	プログラム策定数	22	14	14	15	15	
②							
③							

（問題点・課題分析）	ひとり親の就労支援のためには、個々の状況にあった様々な対応が必要であり、そのためには関係機関との連携が必要である。
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施：千代田区・目黒区・大田区・板橋区・江戸川区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	就労支援課との連携により、荒川区の就労支援のケース検討や情報共有を行い、ひとり親の就労支援へつなげていく。また、関係各課との連携を強化していく。	就労支援課との連携により、ケース検討や情報共有を行い、ひとり親の就労支援へつなげていく。また、関係各課との連携を強化していく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	ひとり親家庭の自立にとって、就労支援は重要である。

議会議案要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	入院助産措置費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	鈴木	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	入院助産措置費（030203-010401）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成	25年度	根拠	児童福祉法第22条、荒川区児童福祉法施行細則	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	第15条、荒川区入院助産実施要綱	
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	経済的な理由により、入院助産を受けることができない場合、その妊産婦に対して出産費用を扶助することにより、施設で安全な出産を行い、児童の健全な育成をはかる。				
対象者等	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦（住民税非課税世帯・生保世帯）				
内容	<p>東京都が認可する助産施設（病院・助産院）で出産した場合、下記の経費を助産施設に支払う。</p> <p>ただし、都立施設の場合は都負担となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 入院料及び処置料 健康保険法等の規定する療養費・食事療養費 分娩介助料 193,090円 胎盤処置料 実費 新生児介補料 1日3,810円 新生児用品貸与料 1日500円 新生児介補料加算 1日3,190円 保険料 30,000円（平成21年1月から産科医療補償制度が創設されたことに伴い、分娩費に上乗せされる損害保険料） <p>利用者負担額 健康保険等による出産一時金の10%を納付</p>				
経過	平成12年から都の補助制度について、見直し（助産扶助対象者基準について都独自基準の設定を廃止し、国と同一にした。）平成21年1月から産科医療補償制度の損害保険料が支弁できる項目として加わった。				
必要性	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により助産を受けることができない妊産婦を援助する制度として必要。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口申込（助産施設入所申込書記入） 面接記録表作成 訪問調査 助産の実施の承諾（申請者・病院・都へ通知） 病院へ費用支払い（異常分娩等入院助産に係る医療費については、国民健康保険団体連合会等を通じて、自己負担分・審査事務手数料を支払う） 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,450	4,213	7,094	9,143	6,976	6,464	5,619	
①決算額（25年度は見込み）	830	4,212	7,094	3,052	3,312	2,333	5,619	
②人件費	2,135	3,388	4,072	2,616	1,694	2,478		
③減価償却費				872	622	968		
【事務分担量】（%）	25	40	50	30	20	30		
合計（①+②+③）	2,965	7,600	11,166	6,540	5,628	5,779	5,619	
国（特定財源）	436	2,030	3,478	2,124	1,668	808	2,599	
都（特定財源）	218	1,028	1,739	1,062	834	404	1,299	
その他（特定財源）	70	356	115	117	126	117	79	
一般財源	2,241	4,186	5,834	3,237	3,000	4,450	1,642	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	入院助産相談件数（新規）	24	22	14	19	18	21	20
	入院助産活動件数（延べ）	57	75	55	25	32	42	40
	助産決定件数（都立病院含む）	12	18	20	14	5	17	15
	区負担分（私立病院のみ・前年度決定分含む）	3	16	16	7	8	5	10

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
13委託料	審査支払手数料	1	審査支払手数料	0	審査支払手数料	1	
20扶助費	入院料及び措置費	1,261	入院料及び措置費	974	入院料及び措置費	2,827	
	分娩介助料	1,487	分娩介助料	965	分娩介助料	1,931	
	胎盤処置料	28	胎盤処置料	18	胎盤処置料	35	
	新生児介補料	198	新生児介補料	114	新生児介補料	267	
	保険料	240	保険料	150	保険料	300	
	新生児用品貸与料	26	新生児用品貸与料	15	新生児用品貸与料	35	
	新生児室料	72	新生児介補料加算	96	新生児介補料加算	223	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	入院助産決定件数	14	5	17	15	—	
②							
③							

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設が限定されているので、初診の病院等から指定施設への転院指導が必要である。 ・出産間近な妊産婦を受入れる助産施設はほとんどないため、病院間の連絡調整が必要となっている。 ・産科医不足のため、都立病院での普通分娩予約が難しい状況となっている。（都立墨東病院ではハイリスク分娩のみ病院間で協議の上、受付ける。） ・都立病院では、妊娠初期に分娩予約が必要な状況である。 ・助産施設の減少。19年度当初48施設⇒25年5月末現在37施設（休止施設を除く）
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	早期から指定施設に入所するように指導する。	早期から指定施設に入所するように指導する。
②	入院助産制度について保健所・病院（産婦人科）等の関係機関に周知する。	入院助産制度について保健所・病院（産婦人科）等の関係機関に周知する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	母子生活支援施設（事務費）	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	鈴木	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	母子生活支援施設措置費（030203-010501）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成	40年度	根拠	児童福祉法第23条（母子保護の実施）、荒川区児童福祉法施行細則、荒川区母子生活支援施設運営費補助要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市Ⅱ			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	保護者が、配偶者のいない女子またはこれに準じる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。（児童福祉法第23条）				
対象者等	児童の福祉に欠ける母子世帯 ●入所世帯数 18世帯（48人） 平成25年5月初日現在（定員 20世帯） 広域入所 1世帯（2人）				
内容	生活、住宅等に困窮し、児童の養育困難な配偶者のない女子及びその児童を入所させ、母子を保護するとともに、利用者の悩み（就労問題、パートナーからの暴力等）に沿った自立計画を立て、地域社会やボランティア団体との交流を通じながら的確かつ効果的な支援を行ない、母子と一体となって自立への意欲を高めていく。 1. 入退所事務 子育て支援課ひとり親女性福祉係 2. 母子生活支援施設（名称ハイツ尾竹）・認可年月 平成18年2月 ・所在地 荒川区町屋 ・設置主体 社会福祉法人 東京都福祉事業協会 定員 20世帯 ・職員 常勤職員9人〔施設長1人、少年指導員兼事務員2人、母子支援員3人、心理療法担当職員1人、被虐待児個別対応職員1人、用務員1人〕 非常勤職員4人〔特別生活指導員2人、心理療法補助職員1人、入所児童処遇特別職員1人〕 嘱託医1人				
経過	●昭和24年 都の施設として開設、昭和40年 区に移管。建物は、昭和35年竣工。 ●平成7年度 東京都福祉事業協会に運営委託。 ●平成10年度 児童福祉法改正により施設名称変更。母子寮⇒母子生活支援施設 ●児童福祉法に基づき平成13年4月より、入所について措置から契約による申込み制度に変更。 ●平成13年度 国基準算定の定員が暫定20世帯に回復（前年度後半から入所世帯数が急増） ●平成18年1月末 区立ハイツ尾竹廃止。2月 私立母子生活支援施設開設。 ●平成18年6月 ショートステイ事業開始 ●平成23年4月 広域母子生活支援施設（区外）への入所開始				
必要性	児童福祉法に基づく市区町村の責務				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 国基準措置費は、認可定員・初日在籍人数に基づき、毎月施設に支弁する。都基準加算分、区単独加算分は請求に基づき補助する。入所申込→面接→調査→入所の承諾→入所（荒川区母子生活支援施設入所事務処理要綱）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	74,949	77,383	80,099	80,643	84,670	88,978	90,815	
①決算額(25年度は見込み)	73,689	76,769	79,665	80,146	78,831	86,284	90,815	
②人件費	2,562	4,235	4,072	5,232	3,811	4,131		
③減価償却費				1,743	1,400	1,614		
【事務分担量】(%)	30	50	50	60	45	50		
合計(①+②+③)	76,251	81,004	83,737	87,121	84,042	92,029	90,815	
国(特定財源)	28,785	31,663	32,651	32,248	33,022	32,800	37,482	
都(特定財源)	14,393	15,831	16,342	16,124	16,828	16,384	18,741	
その他(特定財源)	103	218	191	192	149	136	55	
一般財源	32,970	33,292	34,553	38,557	34,043	42,709	34,537	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	月平均入所世帯数	18.2	18.1	19.4	19.3	18.5	16.2	19
	月平均入所者数	46.9	42.7	48.1	45.1	44.3	39.4	50
	相談件数(新規)	31	26	30	28	16	36	30
入所世帯数(新規)	6	6	5	5	4	7	5	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助金及び交付金	区単独助成	1,319	区単独助成	1,801	区単独助成	1,818
	扶助費	母子保護費	77,512	母子保護費	82,774	母子保護費	79,386
		広域母子保護費	0	広域母子保護費	1,709	広域母子保護費	9,594
	近接地外旅費	施設訪問旅費	0	施設訪問旅費	0	施設訪問旅費	17

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	退所（自立）世帯数	6	5	6	5	—	
②	退所（自立）人数	16	10	14	10	—	
③	平均在所年数（年度末現在）	2年 10ヶ月	3年 3ヶ月	2年 2ヶ月	2年 2ヶ月	—	

（問題点・課題分析）	在所期間が長期化している世帯の自立に向けた自立支援計画の見直しと効果的な指導が課題となっている。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区） 母子保護事業は全区実施。自区内に施設を持たない区 3区（千代田、中央、文京）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	在所している全世帯の自立支援計画について検討し、退所に向けて効果的な指導を行う。	在所している全世帯の自立支援計画について検討し、退所に向けて効果的な指導を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	入所措置を充実する。

況議会（要旨）	質問状
---------	-----

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	母子相談事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	鈴木	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	母子相談事業費（030204-010101）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	40 年度	根拠	・ 母子及び寡婦福祉法 ・ 東京都母子福祉	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	資金貸付条例（条例による事務処理の特例）	
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	母子世帯の経済上、生活上の問題等について母子自立支援員が助言、指導を行い、これらの家庭の自立と安定、生活意欲の助長を図る。				
対象者等	区内在住の母子世帯（配偶者のない女子で児童を扶養している者）				
内容	1 相談員による面接相談（常時実施） 母子家庭における生活相談、住宅相談、家庭紛争、医療相談、就職相談、その他 2 東京都母子福祉資金の貸付（母子福祉資金貸付事業 参照）				
経過	昭和39年7月 母子福祉法施行 昭和40年3月 母子福祉法による母子相談員の設置要綱制定 昭和40年4月 福祉事務所区移管 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法と名称を改正 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成12年4月 東京都母子福祉資金貸付事務が区長委任条項から「条例による事務処理の特例」制度に移行 平成14年11月 母子相談員の名称を母子自立支援員に改める				
必要性	母子世帯の自立と安定を支えるため、他の関係機関と連携をとりながら相談業務を行うことは大変重要なことである。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 母子自立支援員1名 1 相談、指導を要する母子世帯等の来所相談 2 民生委員、児童相談所等との連絡、協力及び訪問調査 3 自立に向けた助言、指導				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	131	137	147	262	135	198	113	
①決算額（25年度は見込み）	101	100	113	200	112	189	113	
②人件費	5,551	7,623	6,922	3,488	5,505	2,478		
③減価償却費				2,034	2,022	968		
【事務分担当】（%）	65	90	85	70	65	30		
合計（①+②+③）	5,652	7,723	7,035	5,722	7,639	3,635	113	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	5,652	7,723	7,035	5,722	7,639	3,635	113	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	母子福祉資金貸付相談	198	169	218	237	161	192	200
	住宅相談	30	13	15	33	14	19	20
	家庭紛争相談	3	2	0	2	1	3	0
	その他相談	221	385	237	333	308	406	400

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	消耗品費（書籍）	11	11	消耗品費（書籍）	11	消耗品費（書籍）	11
	印刷製本（納付書等）	100	176	印刷製本（納付書等）	176	印刷製本（納付書等）	100
	分担金	2	2	分担金	2	分担金	2
	東京都母子相談連絡研究会			東京都母子相談連絡研究会		東京都母子相談連絡研究会	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	母子相談件数	605	484	620	620	—	
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	相談を受けるにあたり、世帯の生活状況や経済状況等を聴取する必要がある。他の相談と共通で1つの相談室を使用しているため、相談が重なった場合にはカウンターで相談を受けている。相談者が安心して話ができる環境の整備が必要である。						
	他区の実況	（実施 22 区		未実施			区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	相談者が安心して話ができるよう、相談室の確保が必要である。	相談者が安心して話ができるよう、相談室の確保が必要である。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	母子世帯の自立を支援するため、PRを徹底し、相談体制を強化する。

議会議況 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	母子家庭等自立支援給付金事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	高瀬	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	母子家庭自立支援給付金事業（030204-010201）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	16 年度	根拠法令等	母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成15年3月19日付厚生労働省告示第102号）自立支援教育訓練給付金事業実施要綱・高等技能訓練促進費事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			

目的	個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、もって、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
対象者等	区内在住のひとり親家庭の父母で、児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること。
内容	（自立支援給付金） 母子世帯の母又は父子家庭の父が資格取得のため、雇用保険制度の指定教育訓練講座等を受講した場合、本人が支払った費用の40%に相当する金額を給付する。（事前相談が必要で給付金は20万円が上限） （高等技能訓練促進費） 母子世帯の母又は父子家庭の父が、看護師、介護福祉士、保育士等の養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる場合、修業期間の全期間（上限2年間）に対して月額10万円（平成24年度以降入学者【平成21年6月～平成24年3月入学者は月額14万1千円】）を給付する。
経過	平成15年4月 国が母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針により事業開始 平成16年8月 荒川区において事業開始（支給要綱制定） 平成19年9月 国の雇用保険法にて教育訓練給付金は2割になったが、荒川区は給付金の4割給付を継続。 平成20年4月 国の要綱改正に伴い、平成21年度入学者から、入学支援修了一時金の新設、及び支給額について課税世帯は訓練促進費等を非課税世帯の半額とした。 平成21年2月 国の政令改正に伴い、平成21年2月4日から、支給期間を最後の3分の1から後半の2分の1に変更した。 平成21年6月 国の政令改正に伴い、平成21年6月5日から、支給期間を後半の2分の1から全期間に、支給金額を非課税10万3千円から14万1千円（課税世帯半額）に変更した。 平成24年4月 国の政令改正に伴い、平成24年4月以降に入学した者に対して、支給金額を非課税世帯14万1千円から10万円（課税世帯は70,500円に変更なし）に変更した。 平成25年4月 国の政令改正に伴い、両制度とも父子家庭の父も対象とするほか、高等技能訓練促進費は平成25年4月以降に入学した者に対して、支給期間が上限2年となった。
必要性	ひとり親家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ・ 母子相談等の窓口において、当該事業の対象者に事業内容の説明を行い、申請を受理する。 ・ 区報等によるPR 1 児童扶養手当受給者の現況届時にチラシ配布 2 区報掲載（8月に掲載予定） 3 荒川区ホームページにて周知

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,677	4,005	5,074	14,257	17,473	5,684	10,047	
①決算額（25年度は見込み）	1,950	3,130	5,059	13,939	8,740	5,579	10,047	
②人件費	3,843	2,118	2,850	2,180	2,964	4,213		
③減価償却費				1,307	1,089	1,646		
【事務分担量】（%）	45	25	35	45	30	51		
合計（①+②+③）	5,793	5,248	7,909	17,426	12,793	5,579	10,047	
国（特定財源）	1,236	2,163	2,091	5,145	1,441	1,240	3,797	
都（特定財源）	0	0	1,802	5,868	5,079	2,741	3,607	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	4,557	3,085	4,016	6,413	6,273	1,598	2,643	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	自立支援給付金 件数	6	4	2	3	0	3	5
	高等技能訓練促進費 件数	2	3	4	8	6	5	8
	相談件数（延べ）	36	42	46	35	26	44	40

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	消耗品費	15	10	10	20		
	印刷製本費	65	57	57	74		
	負担金補助及び交付金	8,660	5,427	5,427	9,795		
	教育訓練給付金	0	85	85	158		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	高等技能訓練促進費支給件数	8	6	5	8	—	21年6月より、2年以上の養成期間中の全期間に対し支給対象となったため、次年度へ継続して支給する人がいる。件数は年度毎の支給件数のため、同一人物でも継続支給者は年度毎に1件とカウントしている。
②	入学支援修了一時金支給件数	4	4	1	4	—	20年度入学者より、終了後に一時金の支給
③	自立支援教育訓練給付金支給件数	3	0	3	5	—	

（問題点・課題分析）	<p>継続して取り組んでもらう必要がある事業のため、修了（卒業）できなかったり、途中で辞めてしまうことのないように、開始前に指導する必要がある。</p>
	<p>他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
① 開始前に志望動機などを記入してもらいイメージを作り、修了（卒業）できるように指導する。	開始前に志望動機などを記入してもらいイメージを作り、修了（卒業）できるように指導する。
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	ひとり親家庭の自立にとって、教育訓練や能力開発は重要である。

議会議案（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	女性福祉資金貸付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬	
		担当者名	山田	内線	3814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	女性福祉資金貸付金（030204-010398）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 50 年度		根拠	荒川区女性福祉資金貸付条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区女性福祉資金貸付条例施行規則		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]				
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]				
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]				
目的	女性〔配偶者がいないか、いてもその扶養を受けられない者〕に対して、資金を貸し付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与する。					
対象者等	上記女性で、下記の要件の全部に該当する者。 ① 他から同種の貸付を受けられないこと ② 都内に6ヶ月以上居住していること ③ 20歳以上の者 ④ 直系親族又は兄弟姉妹を扶養している者（被扶養者がいない場合には、所得による制限（3,580,000円以下）あり）					
内容	貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利	貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利
	事業開始資金	2,830	無	住宅資金	1,500	1%
	事業継続資金	1,420	無	転宅資金	260	1%
	技能修得資金	（月額）65	無	結婚資金	300	1%
	就職支度資金	100	無	修学資金	（月額）18~64	無
	医療介護資金	340（医療）・500（介護）	無	就学支度資金	39~600	無
	生活資金	（月額）141~103	無			
経過	昭和33年1月 東京都婦人更生資金貸付条例施行（都単独事業、対象者…売防法要保護女子） 昭和39年3月 東京都婦人福祉資金条例施行（対象から売防法を削除） 昭和50年4月 区事務移管（荒川区婦人福祉資金条例制定） 平成3年10月 名称改正（荒川区婦人福祉資金条例から荒川区女性福祉資金貸付条例に改正）貸付対象年齢引き下げ（25歳→20歳） 平成8年4月 療養資金・生活資金（一部）無利子に改正 平成9年4月 利息改正 3% → 1%（利率を規則事項に改正・都は3%のまま） 平成11年4月 生活資金・就職支度金を無利子に改正、修学資金に特別限度額を設定 平成13年4月 事業開始資金・事業継続資金を無利子に改正、医療資金を医療介護資金に改正 平成19年3月 各種資金の貸付け限度額、技能習得資金の据置期間及び生活資金の体系を都条例と同様とするほか修学資金については、条例では学校ごとの限度額を規定する方式に改正。大学は専門職大学院を含めることとした。 平成23年4月 新規貸付を停止し、継続貸付分及び償還事務のみの事業とする。					
必要性	実績が少なく類似する貸付事業（社協貸付）により代替可能の為、23年度から新規貸付受付は停止する。					
実施方法	（1直営） 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 平成23年度から新規貸付を停止し、また継続貸付分（平成22年9月から平成25年3月まで）が終了したため、平成25年度から償還事務のみを実施する。 償還不可能なものは、債権管理委員会において債権の整理を行っている。					

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	1,800	1,800	1,248	1,380	1,944	648	0
	①決算額（25年度は見込み）	1,200	0	337	1,026	1,944	648	0
	②人件費	1,281	847	814	875	2,541	2,478	
	③減価償却費				291	933	968	
	【事務分担量】（%）	15	10	10	10	335	30	
	合計（①+②+③）	2,481	847	1,151	2,192	5,418	4,094	0
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	その他（特定財源）	1,667	1,667	1,812	1,699	1,927	904	1,419
一般財源	814	-820	-661	493	3,491	3,190	-1,419	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	修学資金	1	0	0	2	3	1	0
	就学支度資金	1	0	1	0	0	0	0
	技能習得資金	1	0	0	0	0	0	0

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	貸付金	修学資金貸付金	1,944	修学資金貸付金	648	修学資金貸付金	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	貸付件数	2	3	1	0	0	
②							
③							

償還率を向上させるために、さらに努力が必要であり、特に、長期未納者対策が課題となっている。

（指標分析）	現年度（単位：千円）				過年度（単位：千円）			
	22年度	23年度	24年度		22年度	23年度	24年度	
	調定額(件)	1,764(21件)	1,533(20件)	980(18件)	調定額(件)	1,508(9件)	1,426(8件)	1,158(5件)
	償還額	1,575	1,485	831	償還額	123	123	93
	償還率(%)	89.3%	96.9%	84.8%	償還率(%)	8.2%	8.6%	8.0%
	不能欠損額				不能欠損額	145	192	228
	未償還額	188	47	48	未償還額	1,240	1,111	837

他区の実況
（実施 14 区 未実施 8 区）
未実施区 8区（千代田、新宿、文京、台東、足立、葛飾、大田、中野）

問題点・課題の改善策検討	
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容
①	長期未納者に対し訪問調査及び電話調査を行い、償還するよう働きかける。
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
休止・完了	休止・完了	実績が少なく、類似事業で代替可能であったため、23年度から新規の貸付を停止した。

議会議案要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

様式3
No1

事務事業名	女性相談事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	遠嶋	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	女性相談事務費（030204-010301）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	32年度	根拠	東京都女性相談員設置要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	売春防止法 DV法	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	女性の生活、職業、その他の諸問題について、婦人相談員が相談、助言指導、関係機関との連絡調整を行い、女性が自立と安定した生活を送るため必要な保護・援助をする。				
対象者等	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）				
内容	婦人相談員による面接相談及び必要な援助・保護（常時実施） 1 荒川区女性福祉資金の貸付相談（新規貸付は現在休止中） 2 婦人相談 (1)相談による指導・助言 (2)東京都女性相談センター（都婦人相談所・一時保護施設：定員35人）への移送・入所手続き (3)東京都女性相談センター入所期間中（2週間限度）に面接相談を行い、①婦人保護施設入所（売春防止法） ②生活保護開始（宿所提供施設入所・民間アパート入居） ③自立（住込み就労等）のいずれかに決める。				
経過	昭和31年5月 売春防止法制定 昭和32年4月 東京都婦人相談所発足（売春防止法） 昭和32年6月 東京都婦人相談所一時保護事業開始（定員25人） 昭和40年4月 福祉事務所区移管 婦人相談員の身分を都職員から区職員へ切替 昭和52年4月 東京都婦人相談所から東京都女性相談センターに名称変更（一時保護所定員30名に増員、対象を拡大し一般女性・母子も含む 電話相談開始） 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成4年4月 東京都女性相談センターに名称変更 平成10年1月 東京都女性相談センターに移転改築 平成13年4月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV法」）制定 平成14年度 事業名変更 婦人相談事業費⇒女性相談事業費 平成16年 DV法改正（精神的・性的暴力を含む、保護命令対象拡大（元配偶者を対象に含む）、子への接近禁止命令、退去命令期間が2週間から2か月に変更等） 平成19年 DV法改正（市町村の基本計画策定努力義務、保護命令に電話及びメール禁止、親族への接近禁止命令等）				
必要性	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）の安全と生活を守るために必要な事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 婦人相談員1名 1 要保護女子等の来所面接相談 2 要保護女子の生活援護、施設への入所措置 3 更生に向けた助言				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	112	120	114	115	114	65	68	
①決算額（25年度は見込み）	76	67	59	39	86	50	68	
②人件費等	8,540	8,470	7,330	4,796	5,081	8,261		
③減価償却費				1,888	1,866	3,227		
【事務分担量】（%）	100	100	90	65	60	100		
合計（①+②+③）	8,616	8,537	7,389	6,723	7,033	11,538	68	
国（特定財源）	664	664	666	666	665	399	399	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	7,952	7,873	6,723	6,057	6,368	11,139	-331	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	女性相談	62	67	93	110	110	145	120
	女性相談センター等入所（再掲）	11	10	5	7	9	6	10
	DV相談件数（再掲）	39	37	62	75	68	86	70

事務事業分析シート（平成25年度）

様式3
No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	書籍購入等		58	書籍購入	25	書籍購入	25
役務費	郵送料、移送費		25	郵送料、移送費	22	郵送料、移送費	40
分担金	婦人相談員研究会		3	婦人相談員研究会	3	婦人相談員研究会	3

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	女性相談件数（延べ人数）	110	110	145	120	—	
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	1 近年、夫の暴力や居住地を追い出されて、緊急に保護を必要とする女性・母子が多く、施設が満室の場合があり、受入施設を増やすことが求められている。 2 ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の連携等、女性相談に関する体制整備・充実が必要である。 3 高齢者や障害者からの相談が増え、ドメスティック・バイオレンス被害者か、被虐待者かで対応が分かれる。関係機関との一層の連携が求められている。 4 安全性確保の観点から見て常に使用可能な面接室がないため、その確保が求められている。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	緊急に保護を必要としている女性や女性と同伴児童が安心して避難できる受入施設（母子生活支援施設の広域利用など）を増やすよう都に働きかける。	ドメスティック・バイオレンス被害の男性が避難できる受入施設を作るよう、また、母子生活支援施設広域利用に関する調整を都に働きかける。
②	ドメスティック・バイオレンスに関する相談が増え、内容も複数課に関係して支援するケースが増えている。一層、関係機関と連携をとって支援する。	区内部の関係課だけでなく、他自治体や警察や施設、及び民間支援組織とも一層の連携をとる。
③	女性相談はプライバシー確保と安全性確保が重要であるが、現在の面接室は、各相談が兼用で利用しているため、常に利用可能な面接室の確保をする。	相談者にとって安心・安全な面接室確保を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	DVに係わる相談が増加する中、相談体制を強化する。他課で発見した場合に相談がつながるように連携強化も進める。

議会議事録 (要旨)	
---------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭休養ホーム事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	鈴木	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	ひとり親家庭休養ホーム事業費（030204-010501）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成	56年度	根拠	荒川区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	ひとり親家庭の親子を対象に、休養及びレクリエーションのために宿泊施設並びに日帰り施設を指定し、低額で安全な施設の利用を助成することにより、ひとり親家庭の福祉の向上と健康の増進に資する。				
対象者等	ひとり親家庭の親子				
内容	<p>低額で安全な宿泊施設・日帰り施設を指定し、ひとり親家庭が親子で気軽に楽しめるレクリエーションの機会を提供する。</p> <p>[14年度から]</p> <p>① 指定施設 区有施設のみ：宿泊施設（グリーンパール那須・清里高原ロッジ・ニューアカオ）、日帰り施設（荒川スポーツセンター・荒川遊園・スポーツハウス）</p> <p>② 助成限度額 宿泊：大人・子どもともに 3,000円 日帰り：大人・子どもともに 1,000円</p> <p>③ 利用限度 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可</p>				
経過	<p>昭和46年 東京都母子休養ホーム事業</p> <p>昭和56年 区に事務移管 荒川区母子休養ホーム事業</p> <p>昭和58年 荒川区単親家庭休養ホーム事業（父子に拡大）</p> <p>昭和62年 「単親」を「ひとり親」に名称変更</p> <p>平成元年 2泊から3泊に拡大</p> <p>平成4年 日帰り施設指定（3施設）</p> <p>平成10年 宿泊・日帰りあわせて3回を2回に改正</p> <p>平成12年 日帰り子どもの助成限度額を都基準額に改正（2,000円→1,500円）</p> <p>平成13年 指定施設変更（「安房もとな荘」指定解除・「ディズニーシー」追加指定） 対象年齢を「20歳未満」から「18歳に達した年度末まで」に改正</p> <p>平成14年 指定施設変更（宿泊・日帰り施設とも区有施設に限定） 宿泊施設（72ヶ所→3ヶ所）日帰り施設（4ヶ所→3ヶ所） 助成限度額変更（宿泊：大人6,490円→3,000円 子ども5,770円→3,000円） （日帰り：大人2,000円→1,000円 子ども1,500円→1,000円） 利用限度回数変更（宿泊・日帰り合わせて2回→宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可）</p>				
必要性	ひとり親家庭親子のコミュニケーションの向上と健康の増進における役割は大きい。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>年度当初に指定施設と契約。 利用者の申請により児童扶養手当証書・児童育成手当通知書等でひとり親家庭であることを確認し、利用券を発行。施設からの利用実績に基づき支出。ただし、荒川遊園は、回数券を事前に購入し直接申請者に配布していたが、平成23年5月から利用券方式に変更した。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	628	834	894	842	1,039	933	917	
①決算額（25年度は見込み）	626	744	894	745	632	929	917	
②人件費	1,708	847	814	1,744	847	826		
③減価償却費				581	311	323		
【事務分担量】（%）	15	10	10	20	10	10		
合計（①+②+③）	2,334	1,591	1,708	3,070	1,790	2,078	917	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	2,334	1,591	1,708	3,070	1,790	2,078	917	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	宿泊利用者	79	91	98	68	68	109	83
	日帰り利用者	307	519	600	541	428	602	588
	遊園チケット繰越分利用者（外数）	0	48	0	35	38	0	0

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費					印刷製本費（利用券）	80
	使用料及賃借料	宿泊施設利用料	204	宿泊施設利用料	327	宿泊施設利用料	249
		日帰り施設利用料	428	日帰り施設利用料	602	日帰り施設利用料	588

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	利用者延人員	609	496	711	750	800	
②	利用券未引替延人員（日帰り）	70	153	124	0	0	22年度より統計
③							

（問題点・課題分析）	<p>休養ホーム事業において、現在は来庁を求め利用券を交付することとなっている。開庁時間に来庁せずに手続きを行うことができれば、利用者の負担軽減となり、宿泊施設利用者が増加すると思われる。</p>
他区の実況	<p>（実施 15 区 未実施 7 区）</p> <p>未実施区（千代田・墨田・目黒・大田・豊島・足立・葛飾）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用者が来庁せずに手続きが行える方法を検討する。	前年度の検討結果を踏まえ、利用者が増大するよう利用者の負担軽減方法を検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議事要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

様式3
No1

事務事業名	ひとり親家庭サポート事業費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	遠嶋	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	ひとり親家庭サポート事業（030204-010601）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成 57年度		根拠法令等	・母子及び寡婦福祉法第17条（居宅等における生活支援）・荒川区ひとり親家庭サポート事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無 年度				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパー等を派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。				
対象者等	区内に住所を有する小学生以下の児童がいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当し支援が必要な場合。 ①ひとり親家庭の親又は児童又は日常の家事・育児をしている同居の祖父母等が一時的傷病の場合②ひとり親家庭の親が職業能力開発センター等に通学、母子自立支援プログラム参加等、親族等の冠婚葬祭に出席、学校の公的行事参加等の場合③ひとり親となって1年以内のため援助が必要と判断できる場合				
内容	ヘルパー派遣業者等と委託契約を締結し、利用者の申請に基づきベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣する。 【派遣回数】同一世帯につき原則として月5回以内（最大12回まで） 【派遣時間】午前7時から午後8時（ただし育児援助は午後10時）の間で、2時間以上8時間以内（1時間単位） 【援助内容】①育児援助 ②家事援助				
経過	昭和57年度 ヘルパー派遣事業開始 ひとり親となった直後 月8回派遣 3ヶ月を限度 昭和58年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 3ヶ月を限度 昭和59年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 6ヶ月を限度 昭和61年度 ヘルパー派遣時間帯の延長 午前10時～午後4時 → 午前7時～午後7時 昭和62年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 期間を削除 平成3年度 ひとり親となってから2年以内 月12回派遣 平成12年度 ひとり親となってから1年以内で小学校3年生 平成14年度 事業対象者該当事由変更（親、児童及び同居の祖父母等が一時的傷病の場合のみに限定） 平成20年度 ひとり親家庭サポート事業を開始し、就職活動、技能習得の通学、冠婚葬祭等を加えた 平成23年度 ひとり親1年以内と、母子自立支援プログラム参加、学校の公的行事参加等を加えた 平成25年度 家事支援の派遣時間を午後10時までから午後8時までとした				
必要性	ひとり親の安定した生活と自立促進に寄与するうえで、必要な事業である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託（当初契約金額）（有）ケアサービス大和田（298,554円） （株）日本デイケアセンター（464,532円） 1 区は、業者とヘルパー派遣委託契約を締結する。 2 事前の登録が必要。利用時にその都度申請書を提出してもらい、区は派遣の可否を決定する。 3 区は派遣決定に基づき、業者に派遣依頼する。 4 派遣ヘルパーがサービス提供後、翌月、報告書を区に提出・同報告書で履行確認のうえ委託料を支出する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	135	2,078	1,958	1,029	890	760	771	
①決算額（25年度は見込み）	84	249	794	326	402	711	771	
②人件費等	854	847	814	2,616	4,235	1,239		
③原価償却費				872	1,555	484		
【事務分担量】（%）	10	10	10	30	30	15		
合計（①+②+③）	938	1,096	1,608	3,814	6,192	2,434	771	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	938	1,096	1,608	3,814	6,192	2,434	771	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用世帯数	1	3	4	7	11	13	15
	利用日数	8	36	105	33	52	75	96
	登録世帯		9	14	15	22	24	30

事務事業分析シート（平成25年度）

様式3
No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	ヘルパー派遣委託	402	ヘルパー派遣委託	711	ヘルパー派遣委託	771

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	① ヘルパー利用時間数	203時間	218時間	418時間	432時間	—	
	② ヘルパー利用平均時間数（1日当たり）	6.2時間	4.2時間	5.6時間	4.5時間	—	利用時間数／利用回数
	③ ヘルパー利用回数	33	52	75	96	—	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 登録世帯の利用状況に偏りが見られる。 登録世帯の多くがI区分（利用料無料）のため、気軽に当日キャンセルする世帯があり、区と委託業者の間で契約上の問題が生じることがある。 感染性疾患や当日の急な依頼には対応することが困難である。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区） 未実施区 墨田区・葛飾区（社会福祉協議会実施）・足立区（子育て事業として実施）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	児童の健全育成の観点にたち、派遣時間を午後8時までとする。しかし、就業の都合（残業）等で真に必要な場合は、育児支援に限り午後10時までを派遣時間とする。	必要に応じて利用条件の精査を行う。
②	当日キャンセルについての扱いを登録時に文書で案内するほか、当日キャンセルしないよう、口頭で説明する。	当日キャンセルの扱いについて、周知徹底する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	ひとり親家庭の生活を支援することは重要であり、利用促進に努める。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	母子福祉資金貸付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬																																											
		担当者名	高瀬	内線	3814																																											
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	都会計のため予算コードなし																																															
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業																																												
開始年度	● 昭和 ○ 平成 28 年度		根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・母子福祉資金貸付条例 東京都母子福祉資金貸付条例地方自治法第252条の1 7の2（条例による事務処理の特例）による「特別区 における東京都の事務処理の特例に関する条例」																																												
終期設定	○ 有 ● 無 年度																																															
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画																																												
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]																																														
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]																																														
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]																																														
目的	配偶者のいない女子で現に児童（20歳未満）を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために資金を貸付ける。																																															
対象者等	都内に6ヶ月以上居住している、配偶者のいない女子で20歳未満の児童を扶養している者。 <他貸付制度との関係> 1 生活福祉資金→母子が優先 2 女性福祉資金→母子が優先 3 日本育英会等同種の資金→重複貸付不可 4 生活保護受給者→貸付可																																															
内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付の種類</th> <th>貸付限度額(単位：千円)</th> <th>利子</th> <th>貸付の種類</th> <th>貸付限度額(単位：千円)</th> <th>利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始資金</td> <td>2,830</td> <td>無</td> <td>生活資金</td> <td>(月額) 141</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>事業継続資金</td> <td>1,420</td> <td>無</td> <td>住宅資金</td> <td>1,500</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>技能修得資金</td> <td>460</td> <td>無</td> <td>転宅・結婚資金</td> <td>260(転宅)・300(結婚)</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>修業資金※</td> <td>460</td> <td>無</td> <td>修学資金 ※</td> <td>(月額) 18~64</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>就職支度資金(子のみ※)</td> <td>320</td> <td>無</td> <td>就学支度資金 ※</td> <td>39~590</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>医療介護資金</td> <td>340(医療)・500(介護)</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子	貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子	事業開始資金	2,830	無	生活資金	(月額) 141	無	事業継続資金	1,420	無	住宅資金	1,500	無	技能修得資金	460	無	転宅・結婚資金	260(転宅)・300(結婚)	無	修業資金※	460	無	修学資金 ※	(月額) 18~64	無	就職支度資金(子のみ※)	320	無	就学支度資金 ※	39~590	無	医療介護資金	340(医療)・500(介護)	無			
	貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子	貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子																																										
事業開始資金	2,830	無	生活資金	(月額) 141	無																																											
事業継続資金	1,420	無	住宅資金	1,500	無																																											
技能修得資金	460	無	転宅・結婚資金	260(転宅)・300(結婚)	無																																											
修業資金※	460	無	修学資金 ※	(月額) 18~64	無																																											
就職支度資金(子のみ※)	320	無	就学支度資金 ※	39~590	無																																											
医療介護資金	340(医療)・500(介護)	無																																														
	○ ※以外の資金は、保証人がいる場合無利子、いない場合は1.5%利子 ○ ※の資金は無利子 保証人はなし（子が借受人になる場合は、保証人が必要）																																															
経過	昭和28年4月 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行 昭和39年7月 母子福祉法施行（旧法廃止） 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法施行（題名改正） 平成10年4月 利子の一部を無利子化（技能修得・就職支度・修業資金・生活資金（技能修得資金と合せ貸しの場合）） 平成12年4月 利子の一部を無利子化（事業開始・事業継続） 療養資金を医療介護資金に改正 平成14年11月 特例児童扶養資金の創設、生活資金（生活安定貸付）の拡充 平成18年4月 医療介護資金を借り受けずとも、生活資金を借り受けられるように貸付要件を緩和 平成19年7月 特例児童扶養資金の終了 平成21年6月 利子の全部を無利子化 及び保証人が立てられない場合有利子にて貸付可とする保証人要件の緩和 平成22年4月 都立高校授業料無償化、私立高校等就学支援金制度制定。就学支援金対象分を減額。																																															
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。																																															
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） <貸付審査会>適正かつ円滑な貸付事務を執行するために「東京都母子福祉資金・荒川区女性福祉資金貸付審査会」を設置。構成メンバー「子育て支援課長、ひとり親女性福祉係長、担当、その他会長（子育て支援課長）が指定する者」 <広報> 年1回、区報に掲載（8月に掲載予定） 母子、婦人相談活動のなかで周知																																															

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額（都会計）	36,947	36,371	40,612	47,998	60,335	81,096	67,882	
①決算額（25年度は見込み）	31,457	36,087	39,305	44,626	54,563	67,359	67,882	
②人件費	8,540	6,776	6,108	8,720	7,622	9,004		
③減価償却費				3,777	2,799	3,517		
【事務分担量】 (%)	100	80	75	130	90	109		
合計（①+②+③）	39,997	42,863	45,413	57,123	64,984	67,359	67,882	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	31,457	36,087	39,305	44,626	54,563	67,359	67,882	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	8,540	6,776	6,108	12,497	10,421	0	0	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
修学資金 貸付件数	47	54	62	59	72	97	94	
就学支度資金 貸付件数	11	17	19	24	32	32	32	
その他資金 貸付件数	1	4	1	4	8	2	3	
貸付額（単位：千円）	31,457	36,087	39,305	44,626	54,563	67,359	67,882	

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	児童育成（育成・障害）手当給付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬											
		担当者名	竹澤	内線	3816											
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	児童育成手当（030203-010102）															
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業													
開始年度	● 昭和 ○ 平成 47 年度		根拠	荒川区児童育成手当条例・同施行規則												
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等													
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画												
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市〔Ⅱ〕														
	政策	子育てしやすいまちの形成〔03〕														
	施策	ひとり親家庭等への支援〔03-03〕														
目的	児童を養育している母子・父子家庭に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。（父子家庭は、昭和47年から対象となる）															
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 18歳以下で次の状態にある者の父又は母若しくは養育者 <ul style="list-style-type: none"> ・父又は母が死亡した児童（生死不明の場合） ・父又は母に1年以上遺棄されている児童 ・母又は母が婚姻によらないで懐胎した児童 ・父母が離婚した児童 ・父又は母が重度の障がいをもつ児童 ● 20歳未満の身体障害者手帳1・2級又は東京都愛の手帳3度以上等の障がい児の保護者 															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者数</th> <th>対象児童数</th> <th>障害児童数</th> <th>父子家庭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,056</td> <td>2,862</td> <td>129</td> <td>172</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔所得制限〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養人数</th> <th>育成手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>3,684,000</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>4,064,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>4,444,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>（25年4月1日現在・外国籍の対象者も含まれる）</p>	受給者数	対象児童数	障害児童数	父子家庭数	2,056	2,862	129	172	扶養人数	育成手当	0	3,684,000	1	4,064,000	2
受給者数	対象児童数	障害児童数	父子家庭数													
2,056	2,862	129	172													
扶養人数	育成手当															
0	3,684,000															
1	4,064,000															
2	4,444,000															
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 育成手当 児童一人 13,500円/月 ● 障害手当 児童一人 15,500円/月 を申請のあった翌月から年3回（6・10・2の各月）にまとめて支給。 ● 都で実施していた、認定にかかわる障がい判定事務を16年度から区で実施。 															
経過	<ul style="list-style-type: none"> ● 都事業として始まり、現在に至る。 ● 平成12年6月より所得制限額を特別障害者手当と同基準に改正。（所得制限強化） ● 平成24年度より報償費、一般需用費、役務費、事務費を児童手当事務費から育成手当予算に独立させる。 															
必要性	離婚等により生活が安定していないひとり親家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。															
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ）</p> <p>子育て給付係窓口にて申請受付→審査→決定・給付〔区長決定〕</p> <p>年1回（6月）受給資格確認のため現況届（所得状況届）受付を行い、資格継続の有無を確認する。</p>															

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	471,718	476,107	486,685	470,827	477,321	479,785	478,576	
①決算額(25年度は見込み)	471,497	468,662	466,748	466,750	461,713	478,453	478,576	
②人件費	8,540	8,470	6,515	6,976	4,235	6,939		
③原価償却費				2,324	1,555	2,711		
【事務分担当】 (%)	100	100	80	80	50	84	100	
合計(①+②+③)	480,037	477,132	473,263	473,726	467,503	488,103	478,576	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	480,037	477,132	473,263	473,726	467,503	488,103	478,576	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	育成手当児童数(月平均)	2,764	2,760	2,747	2,734	2,695	2,784	2,771
	障害手当児童数	128	115	117	130	133	138	147
	併給(再掲)	(18)	(20)	(22)	(22)	(19)	(21)	(21)
	受給児童数計(月平均)	2,892	2,875	2,864	2,864	2,828	2,922	2,918

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	扶助費	育成手当 @13,500×延べ 32,338人	436,200	育成手当 @13,500×延べ 33,408人	450,566	育成手当 @13,500×延べ 33,253人	448,916
		(月平均2,695人)		(月平均2,784人)		(月平均2,771人)	
	報償費	障害手当 @15,500×延べ× 1,646人	25,513	障害手当 @15,500×延べ× 1,755人	27,203	障害手当 @15,500×延べ× 1,860人	28,830
		(月平均 137人)		(月平均 146人)		(月平均 155人)	
	一般需用費	障害判定謝礼		障害判定謝礼	23	障害判定謝礼	24
	役務費	事務用品、印刷製本		事務用品、印刷製本	178	事務用品、印刷製本	242
	郵便料、通信料		郵便料、通信料	483	郵便料、通信料	564	

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
①	育成手当受給児童数	2,634	2,595	2,633	2,733	—	(年度末児童数)
②	障害手当受給児童数	130	133	138	147	—	(年度末児童数)
③							
(問題点・課題 指標分析)	資格のある区民がもれなく受給できるよう、区報やホームページを通じて、制度の解説と申請方法の説明を行う。						
他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 区)						

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に取り組む具体的な改善内容
①	区報・ホームページを通じて制度の周知を行う。	区報・ホームページを通じて制度の周知を行う。
②	24年度より廃止された特定扶養控除廃止（上乘せ分）対象者をシステムで把握できるように税務課及び情報システム課と調整をする。	担当にとらわれず、事務処理体制の強化を行ない、現況調査事務の効率化を図る。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議 会 要 旨 状 況	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	児童扶養手当等支給事業費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬																								
		担当者名	富安	内線	3816																								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	児童扶養手当等支給事業費（030203-010201）																												
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業																									
開始年度	●昭和 ○平成	36年度	根拠法令等	児童扶養手当法、荒川区児童扶養手当支給要綱																									
終期設定	○有 ●無		年度	特別児童扶養手当の支給に関する法律																									
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画																								
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市〔Ⅱ〕																											
	政策	子育てしやすいまちの形成〔03〕																											
	施策	ひとり親家庭等への支援〔03-03〕																											
目的	・18歳まで又は20歳未満で中度以上の障がい有する児童を監護している父、母又は養育者に対し、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。																												
対象者等	<p>【児童扶養手当】 次のいずれかに該当する、18歳の最初の3月末日までの児童、又は20歳未満で中度以上の障がい有する児童を監護している父若しくは母又は養育者 ① 父母が婚姻を解消 ② 父又は母が死亡（生死不明の場合も） ③ 父又は母が重度の障がい者 ④ 父又は母に1年以上遺棄されている状態が続いている ⑤ 父又は母が1年以上拘禁されている状態が続いている ⑥ 婚姻によらないで生まれた ⑦ 父または母が裁判所からの保護命令を受けた児童</p> <p>【特別児童扶養手当】 障がい児の父若しくは母又は養育者がその障がい児を監護するとき、その父若しくは母又は養育者</p>																												
内容	<p>●児童扶養手当の申請のあった翌月分から年3回（4・8・1月に各月の前月分まで）にまとめて支給。 また2人目の児童は5000円／月、3人目以降はひとりにつき月3000円／月が加算される。</p> <p>●児童扶養手当 全額支給：月額41,430円、一部支給：41,420円～9,780円 10円単位（物価スライドによる変更有）</p> <p>●特別児童扶養手当 1級：50,400円 2級：33,570円（物価スライドによる変更有）</p> <p>●手当額計算方法 41,420－（所得額－所得制限限度額）×0.0184162（H25年10月から手当額改定あり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族数</th> <th>児童扶養手当（全額支給）</th> <th>児童扶養手当（一部支給）</th> <th>特別児童扶養手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得限度額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0人</td> <td>190,000円（未満）</td> <td>1,920,000円（未満）</td> <td>4,596,000円（未満）</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>570,000円（未満）</td> <td>2,300,000円（未満）</td> <td>4,976,000円（未満）</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>950,000円（未満）</td> <td>2,680,000円（未満）</td> <td>5,356,000円（未満）</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>(1人増に月380,000円加算)</td> <td>(1人増に月380,000円加算)</td> <td>(1人増に月380,000円加算)</td> </tr> </tbody> </table>					扶養親族数	児童扶養手当（全額支給）	児童扶養手当（一部支給）	特別児童扶養手当	所得限度額				0人	190,000円（未満）	1,920,000円（未満）	4,596,000円（未満）	1人	570,000円（未満）	2,300,000円（未満）	4,976,000円（未満）	2人	950,000円（未満）	2,680,000円（未満）	5,356,000円（未満）	額	(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)
扶養親族数	児童扶養手当（全額支給）	児童扶養手当（一部支給）	特別児童扶養手当																										
所得限度額																													
0人	190,000円（未満）	1,920,000円（未満）	4,596,000円（未満）																										
1人	570,000円（未満）	2,300,000円（未満）	4,976,000円（未満）																										
2人	950,000円（未満）	2,680,000円（未満）	5,356,000円（未満）																										
額	(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)																										
経過	<p>●昭和36年児童扶養手当法施行、昭和39年特別児童扶養手当開始（児童扶養手当）</p> <p>●平成14年7月末までは、区は受け付け事務のみで認定及び支給事務は都が実施。平成14年8月から、受付のほか認定及び手当支給事務も都から区に移管される。（法定受託事務）</p> <p>●上記の移管と同時に、就労による自立を促進する仕組みとするため、就労所得が増えるに従って、所得と手当の合計額が増加するよう、手当ての支給額を細かく（月額41,710円～9,850円 10円単位）設定。 また、寡婦控除の廃止及び父親からの養育費（仕送り）についても、所得に含めることとした。</p> <p>●平成16年度 認定にかかわる障がい判定事務は、区で実施する。児童扶養手当事務費一般財源化</p> <p>●平成18年度 三位一体改革により児童扶養手当の国庫負担割合3/4→1/3</p> <p>●平成18年度 母子自立支援プログラム策定員配置、ハローワーク等と連携、受給者に対する就業・自立支援を実施</p> <p>●平成20年4月 受給開始から5年経過等受給者の一部支給停止措置始まる。</p> <p>●平成22年8月から父子家庭への手当支給開始。</p> <p>●平成23年4月～手当額変更全額支給：月額41,550円、一部支給：41,540円～9,810円 10円単位（物価スライドによる変更有）</p> <p>●平成24年4月～手当額変更全額支給：月額41,430円、一部支給：41,420円～9,780円 10円単位（物価スライドによる変更有）</p> <p>●平成24年8月から支給要件にDVによる保護命令が追加（平成25年10月手当額改正予定）</p>																												
必要性	児童の健やかな成長を図るため、離婚等により生活が安定していない母子、父子家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。																												
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ●臨時職員 ）</p> <p>【児童扶養手当】●子育て支援課受付→認定（区長）→給付 ●年1回受給資格確認のため現況届受付（8月）</p> <p>【特別児童扶養手当】●子育て支援課受付受理→都へ提出→（都が認定） ●年1回受給資格確認のため現況届受付（8月）・特別児童扶養手当は、都提出に係る受付事務のみで支給事務は都で実施。</p>																												

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	656,279	663,102	653,188	657,660	682,571	687,183	700,073	
①決算額（25年度は見込み）	655,484	649,453	636,552	656,708	670,812	686,746	700,073	
②人件費	17,080	16,940	10,589	10,464	16,942	17,606		
③減価償却費				3,486	6,749	7,745		
【事務分担当量】（%）	210	200	200	120	217	240	120	
合計（①+②+③）	672,564	666,393	647,141	670,658	694,503	712,097	700,073	
国（特定財源）	219,350	216,502	211,993	217,674	222,573	228,654	233,307	
都（特定財源） 無料バス外	74	67	67	66	64	142	138	
その他（特定財源）								
一般財源	453,140	449,824	435,081	452,918	471,866	483,301	466,628	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	児童扶養手当受給者数	1,395	1,355	1,371	1,433	1,475	1,539	1,562
	特別児童扶養手当受給者数（参考）	148	138	154	160	158	159	164
	延べ児童数	25,254	25,356	24,665	25,158	25,764	26,414	27,016

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	障害判定医謝礼	23	障害判定医謝礼	23	障害判定医謝礼
一般需用費	消耗品・印刷製本等	241	消耗品・印刷製本等	83	消耗品・印刷製本等	259	
役務費	郵便料	453	郵便料	444	郵便料	543	
扶助費	扶養手当費 (延児童数 25,764)	669,000	扶養手当費 (延児童数 26,414)	685,099	扶養手当費 (延児童数 26,000)	698,037	
委託料							
報酬	母子自立支援プログラム策定員	1,095	母子自立支援プログラム策定員	1,096	母子自立支援プログラム策定員	1,156	
特別旅費		0		1		8	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 児童扶養手当受給児童数	2,145	2,175	2,294	2,294	—	
	② 特別児童扶養手当受給児童数	169	168	173	178	—	
	③ 父子手当受給児童数（再掲）	100	117	111	111	—	①の再掲（H22.8開始）

（問題点・課題分析）	・児童扶養手当の制度上、年金との併給ができず、後から年金受給が決まった方への移行時に過払いが生じる恐れがある。そのため国民年金、社会保険事務所と連携を取り、そのようなことがないように工夫が必要であると同時に、受給者への周知も必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成25年10月より児童扶養手当額の改正があるので、現況届及び、区報・ホームページ等を通じて受給者に情報提供を行う。	平成27年度実施予定の福祉システム改修に、現行システム上の問題点の改善が図れるよう情報システム課と連携を行う。
②	毎年8月から行われる現況届の準備段階から10月の手当額改定の準備も同時に行うことで準備事務の効率化を図る。	24年度より廃止された特定扶養控除廃止（上乘せ分）対象者をシステムで把握できるように税務課及び情報システム課と調整する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議案要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・H16二定 物価スライドによる児童扶養手当の削減に反対すべき。 ・H19二定 申請主義の改善 ・H20 父子手当の創設
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭医療費助成事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	岡田	内線	3816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	ひとり親家庭医療費助成事業費（030204-010401）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	2 年度	根拠	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例・同施行規則	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の保健の向上に寄与するとともにひとり親家庭の福祉の増進を図る。				
対象者等	① ひとり親家庭の父又は母（母子・父子家庭） ② 両親がいない児童などを養育している養育者 ③ ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日（障がい児は20歳未満）までの者。 ④ 父又は母が重度の障がいがある児童				
内容	●対象世帯に対し、医療証を交付し、保険自己負担分を給付。（住民税課税世帯は自己負担1割あり） ●事務の流れ 現物支給：医療機関に医療証提示後受診→レセプトを国保連合会に送付→連合会審査→区に請求→連合会に支払→連合会は医療機関に支払う。 現金払い：都外で診療を受ける場合は受診者が立替払いをし、後日、領収書を子育て支援課窓口を持参し、銀行口座に振り込む手続きを行う。				
経過	平成2年度 都の事業として開始し、現在に至る。 平成13年1月より、医療費の自己負担金全額助成から一部負担金制度を導入。 ●住民税課税世帯 入院外来医療費の1割 入院食費負担 1食260円 ●住民税非課税世帯 入院食費負担 1食260円 ※平成14年度、乳幼児医療助成制度と対象者が重複した場合、従来はひとり親医療制度が優先だったが、一部負担金の違いから子ども（乳幼児）医療助成制度が優先となった。（0歳～15歳の3月31日までの児童）同じひとり親家庭で年齢により使用する医療証が変わることになった。（子ども医療は中学校修了前まで、ひとり親医療助成は18歳まで） 平成19年度より補助金から財調に切り替え。				
必要性	ひとり親家庭の生活の安定と保健の向上をはかるために医療費の助成は必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 子育て支援課窓口申請→申請後3～4日前後で医療証交付（所得及び戸籍により母子・父子の確認） 年1回世帯、所得状況を確認するための現況届受付事務有り。毎年1月更新。				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	99,559	75,470	74,648	70,685	65,878	72,106	70,409
	①決算額（25年度は見込み）	81,136	74,262	70,239	66,431	68,360	71,399	70,409
	②人件費等	5,978	8,470	8,144	8,720	8,469	8,261	
	③減価償却費				2,905	3,110	3,227	
	【事務分担量】（%）	70	100	100	100	100	100	
	合計（①+②+③）	87,114	82,732	78,383	78,056	79,939	82,887	70,409
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	64,174	0	0	0	0	0	0
	その他（特定財源）	345	0	0	0	0	0	0
	一般財源	22,595	82,732	78,383	78,056	79,939	82,887	70,409
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	対象世帯	1,477	1,424	1,421	1,408	1,435	1,473	1,449
	助成件数	30,585	27,471	26,823	25,766	25,883	27,627	27,189
	助成額	78,687	72,111	67,924	64,169	66,069	69,055	68,105

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需要費	事務用品、印刷製本	155	事務用品、印刷製本	130	事務用品、印刷製本
役務費	郵便料	153	郵便料	147	郵便料	163	
委託料	レセプト審査委託料	1,983	レセプト審査委託料	2,068	レセプト審査委託料	1,993	
扶助費	医療費	66,069	医療費	69,054	医療費	68,105	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	医療費助成対象者数	1,888	1,922	2,030	1,998	—	
②	対象世帯	1,408	1,435	1,473	1,449	—	
③							

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> 資格のある対象者がもれなく受給でき、適性に医療証を利用できるようにする。 						
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）					

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	証の使用方法を含めた制度を周知するため、様々な広報媒体を利用していく。	今後マル障医療受給資格者など他の医療費制度と受給資格が重複する受給者に対し分かりやすいように証の交付利用案内の内容を見直す。
②	毎年8月に全対象世帯で行う現況届用紙の出力順を、児童扶養手当受給者番号順に変更することで、準備期間を1日～2日程度短縮する。	25年度の結果をふまえ、システムの改修で可能な作業の縮小化は、年度当初から交渉できるように示す。
③		今後も児童扶養手当法の改正なく、このまま制度が引継がれるのであれば、他の自治体のように税システムの改修をめざし、関連各課と調整を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議決要旨	
--------	--